

第 83 号議案

へき地学校等の指定に関する規則の一部改正について

へき地学校等の指定に関する規則（平成元年滋賀県教育委員会規則第 13 号）の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 2 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

へき地学校等の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地学校等の指定に関する規則（平成元年滋賀県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削る。

第 4 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条を第 3 条とする。

別表第 2 を削る。

別表第 3 中「第 4 条」を「第 3 条」に改め、同表を別表第 2 とする。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和2年(2020年)3月24日
3月定例教育委員会
第83号議案関係資料

へき地学校等の指定に関する規則の一部を改正する規則案

改正の理由

令和2年3月31日に長浜市立杉野小学校および杉野中学校が廃止されることに伴い、へき地学校等の指定に関する規則（平成元年滋賀県教育委員会規則第13号）の一部を改正する。

改正の概要

へき地学校に準ずる学校として指定されている長浜市立杉野小学校および杉野中学校が廃止されることにより、本県よりへき地学校に準ずる学校がなくなるため、所要の改正を行おうとするものです。【令和2年4月1日施行】

へき地学校等の指定に関する規則 新旧対照表

旧	新						
<p>第1条および第2条 省略</p> <p><u>(へき地学校に準ずる学校の指定)</u></p> <p><u>第3条 条例第13条の2第1項に規定する教育委員会規則で指定するへき地学校に準ずる学校は、別表第2に掲げる学校とする。</u></p> <p>(特別の地域に所在する学校の指定)</p> <p><u>第4条 条例第13条の2の2第1項に規定する特別の地域に所在する学校で教育委員会規則で指定する学校は、別表第3に掲げる学校とする。</u></p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1 (第2条関係) 省略</p> <p><u>別表第2 (第3条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">学校名</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">小学校</th> <th style="text-align: center;">中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉野小学校</td> <td>杉野中学校</td> </tr> </tbody> </table>	学校名		小学校	中学校	杉野小学校	杉野中学校	<p>第1条および第2条 省略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(特別の地域に所在する学校の指定)</p> <p><u>第3条 条例第13条の2の2第1項に規定する特別の地域に所在する学校で教育委員会規則で指定する学校は、別表第2に掲げる学校とする。</u></p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1 (第2条関係) 省略</p> <p><u>(削除)</u></p>
学校名							
小学校	中学校						
杉野小学校	杉野中学校						

別表第3 (第4条関係)

学校名	
小学校	中学校
朝宮小学校	
多羅尾小学校	

別表第2 (第3条関係)

学校名	
小学校	中学校
朝宮小学校	
多羅尾小学校	